

地域再生計画認定申請マニュアル

(各 論)

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認下さい。

平成 30 年 6 月 1 日

内閣府 地方創生推進事務局

1-15 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成（国土交通省）：【B1201】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

産学官の連携等により地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して、先駆的な研究開発課題を対象に公募を実施し、助成課題を選定する際に、地域再生計画に位置付けられたものについて配慮をします。

② 支援措置の内容

建設技術研究開発助成制度の公募において、地域再生計画に即した研究開発課題を応募した場合、審査の際に配慮をします。

③ 支援措置に係る必要な手続

建設技術研究開発助成制度への応募が別途必要になります。

※ 地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。

この支援措置の活用にあたり、本事業の実施主体（大学等の研究機関の研究者、研究を目的とする公益法人または所属する研究者、国土交通大臣が適当と認める法人または所属する研究者）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

④ 認定申請に当たって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画において、どの記載内容が建設技術研究開発助成制度に応募を予定する研究開発課題に該当するかを明確にしてください。既に同助成制度に応募している場合は、応募書類において地域再生計画に位置付ける予定として記載した内容に即して地域再生計画を作成してください。

⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

○措置の区分：要綱

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

・建設技術研究開発助成制度交付要綱 ・建設技術研究開発助成制度募集要領

○支援措置に係る現行規定の概要：

産学官の連携等により地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して、具体のフィールドを想定して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施し、優れた研究開発課題について助成します。